

令和 2 年 4 月 1 日 制定

令和 3 年 4 月 1 日 改正

新潟市文書館運営協議会開催要綱

（目的）

第 1 条 新潟市文書館（以下「文書館」という。）の管理・運営等に関し有識者や地域から意見を聴取することを目的として、新潟市文書館運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- （1）文書館にかかる条例・規則の制定改廃にかかること
- （2）文書館の事業実施にかかること
- （3）施設の管理・運営に関すること
- （4）その他、協議会が必要と認めること

（委員の構成）

第 2 条 協議会は、以下要件に該当する委員 10 名以内で構成する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）地域の代表である者
- （3）公募による市民
- （4）その他、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（守秘義務）

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（会長及び会長代理）

第 5 条 協議会には会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の進行を行う。

3 会長代理は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

3 協議会の会議は、公開とする。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、文化スポーツ部歴史文化課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。